

精神障害者生活支援センター 施設長 各位

横浜市健康福祉局障害施設サービス課長

新型コロナウイルス感染症の感染症拡大防止に係る
精神障害者生活支援センターの運営の運用期間等について（依頼）

日頃から、本市の障害福祉行政に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の対応につきましては、各施設で感染拡大防止の取組にご尽力いただき、深く感謝申し上げます。

このたび、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の解除を受け、神奈川県全域における緊急事態措置の実施が令和 2 年 5 月 25 日で解除となりました。

これを受け、「新型コロナウイルス感染症を踏まえた精神障害者生活支援センターの運営について」（令和 2 年 4 月 10 日付健障サ第 353 号横浜市健康福祉局障害施設サービス課長）の運用については、令和 2 年 5 月 31 日をもって終了いたします。

ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底は引き続き求められていることから、生活支援センターのフリースペース及び食事提供については、当面の間、次のとおり実施いただきますよう、お願いします。

1 フリースペースについて

原則、通常実施（モデル基準）

利用者が密集、密接することのないよう、各センターで、広さやレイアウト等に応じた利用人数の制限などの対策を御検討いただきますよう、お願いいたします。

2 食事提供について

当面の間、原則、休止

食事を提供する場合においても、利用者が密集、密接することのないよう適切な距離をとるなどの配慮や、衛生管理を徹底いただきますよう、お願いいたします。

3 添付資料

「新型コロナウイルス感染症を踏まえた精神障害者生活支援センターの運営について」（令和 2 年 4 月 10 日付健障サ第 353 号横浜市健康福祉局障害施設サービス課長）

担当 健康福祉局障害施設サービス課
地域施設支援係 黒米、高田、村本
電話 671-2416